

## 緊急用ポンプを使う場合の安全対策

(出典：予防規程（細則） 2-7、第2)

### 1 緊急用ポンプを使用できる条件

- (1) 震災時等の緊急活動、復旧活動等のために自動車等に燃料提供する必要がある場合で、震災等の被害により固定給油設備等が使用できなくなった場合に限り、緊急用ポンプを使用する。
- (2) 所長が、緊急点検及び施設再開の可否判断により、安全上支障がないと判断した場合に限り、緊急用ポンプを使用する。

### 2 緊急用ポンプの使用場所の選定

緊急用ポンプの使用場所は、所長があらかじめ定めた次の条件を満たす場所とする。(下図参照)

- (1) 給油空地等の範囲内である場所とする。
- (2) 次の場所に定める間隔を確保する(危政令第17条第1項第12号)。

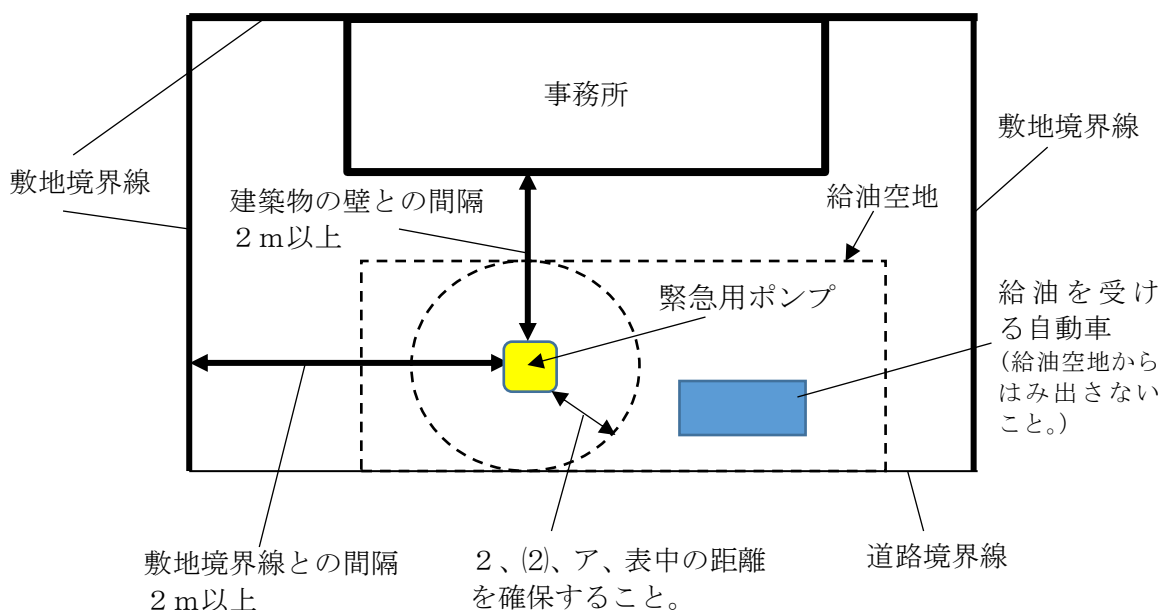
#### ア 道路境界線との間隔

固定給油設備の区分	距離
最大給油ホース全長が3 m以下のもの	4 m以上
最大給油ホース全長が3 mを超え、4 m以下のもの	5 m以上
最大給油ホース全長が4 mを超え、5 m以下のもの	6 m以上

イ 敷地境界線との間隔 2 m以上

ウ 建築物の壁との間隔 2 m以上(給油取扱所の壁に開口部がない場合は1 m以上)

- (3) 給油等を受ける自動車等が給油空地からはみ出さないように停車できる場所とする。



緊急用ポンプの使用場所の例

### 3 緊急用ポンプを使用する場合の安全対策

- (1) 1の緊急用ポンプで給油する油種は1種類に限定し、2種類以上の油種の給油を行わない。
- (2) 緊急用ポンプを使用する者は、当所の勤務員とし、危険物保安監督者又は危険物取扱者が立会う。
- (3) 緊急用ポンプを使用する者は、帯電防止衣を着用する。
- (4) 緊急用ポンプの使用場所に消火器を配備する。
- (5) 緊急用ポンプの接地導線を当所の接地端子等に接続し、接地する。
- (6) 緊急用ポンプの吸入ホースは、専用タンクの計量口等のふたを開けて挿入するものとし、専用タンクに接続している注入管等既設配管の継手部を離脱して吸入ホースを挿入しない。
- (7) 緊急用ポンプの吸入ホースと計量口等とのすき間から可燃性蒸気が漏えいしない措置を講じる。
- (8) 緊急用ポンプの吸入ホース及び給油ホースは、緊急用ポンプ本体に確実に緊結する。
- (9) 車両誘導等を適切に行うとともに、緊急用ポンプ本体、吸入ホース等への自動車衝突防止措置を講じる。
- (10) 緊急用ポンプを使用する際は、火花を発生する器具等がないか等周囲の安全を確認するとともに、自動車等のエンジンを停止する。
- (11) 給油等を終え、緊急用ポンプを撤去する際には、吸入ホース、ポンプ等の残油の抜き取り、専用タンクの計量口等のふたを閉鎖する。